【利用判断基準】

●病児・病後児保育室を利用できない病状・症状

- ①伝染性疾患(水痘、流行性耳下腺炎、麻疹、風疹、インフルエンザ、ロタなど) の急性期で他児に感染する恐れがある。
- ②感染しやすく、一旦感染すれば重症になる危険性が高い(血液腫瘍疾患や重症心疾患、重症腎疾患、膠原病などで、免疫抑制剤を使用している場合など)。
- ③38.5 度以上の発熱が続いている。
- ④嘔吐、下痢がひどく脱水症状の兆候(皮膚や唇の乾燥、涙が出ない、ぐったりして元気がない、など)がある。
- ⑤咳がひどく、呼吸困難である(喘息発作を含む)。
- ⑥その他、医師により受け入れが不可能と判断された場合。

◆病児・病後児保育室の受け入れ対象外の感染症とその許可基準

| 解熱後3日が経過していれば利用可能 |
|-----------------------------|
| 発疹の消失後は利用可能 |
| すべての発疹が痂皮化すれば利用可能 |
| 耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後5日を |
| 経過し、かつ全身状態が良好となれば利用可能 |
| 発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過していれば |
| 利用可能 |
| 解熱後 24 時間が経過し症状改善していれば、隔離室で |
| 利用可能 |
| 解熱後 24 時間が経過していれば利用可能 |
| 有効な抗生剤の内服開始後24時間が経過していれば、 |
| 利用可能 |
| 解熱後 24 時間が経過していれば隔離室で利用可能 |
| 解熱後 24 時間が経過していれば利用可能 |
| 発疹・水疱の消失後は利用可能 |
| 医師からの登園・登校許可があれば利用可能 |
| |
| 質製剤による治療が終了するまで |
| 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| |

※解熱後とは、原則として(解熱剤の使用なく)37℃台に解熱したことをさします。
※上記以外でも、お子様の状態によっては受け入れをお断りする場合があります。